

福島県地域職業能力開発促進協議会設置要綱

1 目的

福島労働局及び福島県は、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第15条の規定に基づき、福島県の区域において、地域の関係機関が参画し、同法第16条第1項の規定に基づき設置する公共職業能力開発施設において実施する職業訓練（同法第15条の7第3項の規定に基づき実施する職業訓練を含む。）及び職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成23年法律第47号）第4条第2項に規定する認定職業訓練（両訓練を合わせて、以下「公的職業訓練」という。）を実施するに当たり、地域における人材ニーズを適切に反映した訓練コースの設定を促進するとともに、訓練効果の把握・検証を通じた訓練内容の改善等の協議を行う福島県地域職業能力開発促進協議会を設置する。

2 構成員

(1) 福島県地域職業能力開発促進協議会（以下「協議会」という。）は、以下に掲げる者を構成員とする。

① 学識経験者

人事労務分野に係る大学教授など職業能力形成分野に精通している者

② 事業主団体

- ・福島県経営者協会連合会の役員又は同等クラスの者及び実務担当者
- ・福島県中小企業団体中央会の役員又は同等クラスの者及び実務担当者
- ・福島県商工会議所連合会の役員又は同等クラスの者及び実務担当者
- ・福島県商工会連合会の役員又は同等クラスの者及び実務担当者

③ 労働者団体

- ・日本労働組合総連合会福島県連合会の役員又は同等クラスの者及び実務担当者

④ 職業訓練若しくは職業に関する教育訓練を実施する団体

- ・独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構福島支部長
- ・福島県専修学校各種学校連合会の役員又は同等クラスの者
- ・福島県職業能力開発協会の役員又は同等クラスの者
- ・全国産業人能力開発団体連合会の推薦する者
- ・リカレント教育を実施する大学の教授など職業能力形成分野に精通している者

⑤ 職業紹介事業者若しくは特定募集情報等提供事業者又はその団体

⑥ 都道府県

福島県商工労働部長

⑦ 都道府県労働局

福島労働局長

(2) 協議会は、必要に応じ関係者の出席を求めることができる。

3 ワーキンググループ

協議会は、協議事項の検討に必要なワーキンググループを設置することができる。

4 会長

- (1) 協議会に会長を置き、委員の互選により選任する。
- (2) 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。
- (3) 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

5 協議会の開催

年2回以上の開催とする。

6 協議事項

次に掲げる事項について協議する。

- (1) 公的職業訓練について、地域の人材ニーズ及び実施状況を踏まえた訓練コースの設定に関する事。
- (2) 公的職業訓練について、訓練効果の把握・検証等に関する事。
- (3) キャリアコンサルティングの機会の確保その他の職業能力の開発及び向上の促進のための取組に関する事。
- (4) 公的職業訓練の実施にあたり年度計画の策定に関する事。
- (5) 地域の訓練ニーズを踏まえた教育訓練給付制度による訓練機会の確保等に関する事
- (6) その他必要な事項に関する事。

7 事務局

協議会の事務局は、福島労働局職業安定部に置く。

8 その他

- (1) 議事については、協議会において申し合わせた場合を除き、公開とする。
- (2) 協議会の事務に従事する者又は従事した者は、職業能力開発促進法第15条第3項の規定により、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- (3) この要綱に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、令和4年10月1日から施行する。

令和6年2月29日 一部改正 令和6年11月8日 一部改正

令和7年11月4日 一部改正